

立川市小規模工事等受注希望者登録要領

（目的）

第1条 この要領は、市の発注する小規模かつ軽易な工事及び修繕（以下「小規模工事等」という。）を対象に、市内の建設工事等請負業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業許可を受けていない等の理由により、競争入札参加資格の審査申込ができない者（以下「小規模業者」という。）のうち、小規模工事等の受注を希望する者を登録（以下「登録」という。）することにより、市内の小規模業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

（小規模工事等）

第2条 小規模業者が受注できる小規模工事等は、1件の予定価格が500,000円以下の工事及び修繕に関するものとし、その発注については、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号。以下「規則」という。）第22条の規定により、競争入札参加資格を有する者として登録されたもの（以下「入札参加有資格者」という。）と同一に扱うものとする。

（登録の要件）

第3条 市に登録をすることができる小規模業者は、次の各号に該当する者とする。
ただし、成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者及び立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）に基づく参加停止措置を受けている者は、特別の理由がある場合を除くほか、登録をすることができない。

- (1) 主たる事業所の所在地が立川市内にある者
- (2) 建設業の許可を受けていない等で競争入札参加資格の審査申込ができない者
- (3) 希望業種を履行する際に資格又は許可等を必要とする場合は、その資格又は免許等を有する者
- (4) 法人にあつては法人市民税、個人にあつては市都民税を期限までに納付している者

（登録の申請及び有効期間）

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等受注希望者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、提出するもの

とする。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては代表者の身分証明書
- (2) 納税証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 資格又は免許等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証又は免許証等の写し

2 前項の規定による登録の申請を受けたときは、その内容を審査し、小規模工事等受注希望者登録名簿（以下「登録者名簿」という。）に登載するものとする。

3 登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、次の各号に掲げる登録の申請日（以下「申請日」という。）に応じ、当該各号に掲げるものとする。ただし、令和7年1月26日から同年2月25日までに申請を受けたものについては、第1号及び第2号の規定にかかわらず、令和7年4月1日から登録者名簿に登載するものとする。

- (1) 1日から25日まで 申請日の属する月の翌月の1日から令和9年3月31日まで
- (2) 26日以後 申請日の属する月の翌翌月の1日から令和9年3月31日まで

4 登録者名簿に登載された者（以下「登録者」という。）が有効期間を更新するときは、当該有効期間が満了する日の属する年の1月から2月までの指定する期間に、申請書及び第1項各号に掲げる書類を提出するものとする。

5 前項の規定による更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、有効期間を2年更新するものとする。

（登録の変更等）

第5条 登録者は、申請した内容に変更が生じた場合は、小規模工事等受注希望者登録事項変更届（第2号様式）により、遅滞なくその旨を届け出るものとする。

2 登録者が第3条に規定する登録の要件に該当しなくなった場合は、登録者名簿から抹消するものとする。

（小規模工事等の発注）

第6条 小規模工事等を発注するときは、規模、内容及びその状況等を判断のうえ、登録者又は入札参加有資格者の中から、発注しようとする者を選定するものとする。

る。この場合において、規則第 30 条の規定により、予定価格に応じた見積書を徴するものとする。

2 前項の規定による選定にあたっては、登録者の数が入札参加有資格者の数を下回らないものとする。

3 前 2 項の規定について、これによらない特別な理由がある場合は、その理由を明確にすることとし、その記録を保管するものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から平成 23 年 2 月 25 日までに登録の申請をした者の有効期間については、この要領による改正後の立川市小規模工事等受注希望者登録試行要領第 4 条第 3 項各号中「平成 25 年 3 月 31 日」とあるのは、「平成 23 年 3 月 31 日」とする。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 26 日から施行する。